

令和3年9月1日

那覇港港湾施設利用事業者 各位

那覇港管理組合  
管理課長

新型コロナウイルス感染拡大防止と感染者が発生した場合の情報提供について  
(再周知)

沖縄県内では、新型コロナウイルスの感染が拡大し、去年にも増して予断を許さない状況が続いております。

直近の事例においては、一船舶から複数人の陽性者が発生し、陽性者の待機が船舶内となったことから、離岸出来ないケースも発生しております。

このことから、那覇港管理組合においては、いち早く状況を把握し、バス使用船舶への影響が出ぬよう、より一層注意を払っているところであります。

つきましては、令和2年8月11日付け、「新型コロナウイルス感染拡大防止と感染者が発生した場合の情報提供について」で協力を依頼していることについて、再度、周知致します。

港湾施設の安全利用と、適正な運用を図るため、引き続きご協力をお願いします。

なお、報告については、スピード感を求めていますので、速報版、事後の詳細版等、下記担当者までメールベタ打ち等で適宜ご報告をお願いします。

那覇港管理組合 総務部管理課

管理班長 松田 健治 <ken\_matsuda2021@nahaport.jp>

ふ頭班長 平良 仁一 <jin\_taira2019@nahaport.jp>

担 当 伊志嶺 麻理 <mar\_ishimine2019@nahaport.jp>

\* 休み等による見落としを防ぐため、メール報告の宛先は、上記3名(令和3年度の担当)に同時送信願います。

令和4年度以降は、管理班長へ担当者を確認の上、報告頂ければ助かります。

令和2年8月11日

那覇港港湾施設利用事業者 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止と感染者が発生した場合の情報提供について

那覇港管理組合  
管理課長

沖縄県内では、新型コロナウイルスの感染者が急増しており、8月1日から8月15日の期間において県独自の「緊急事態宣言」が発令されています。また、第2波、第3波に備えた警戒レベルは「第3段階」となっており、依然として予断を許さない厳しい状況が続いています。

各事業者におかれましては、各業界団体や独自に作成した新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づき、感染拡大防止に努めているものと存じますが、今後も引き続き、職場における感染予防や職員の健康管理の強化といった感染拡大防止に努めて頂きますようお願いいたします。

このような状況の中、那覇港の港湾施設を利用する事業者からも新型コロナウイルスの感染が確認された事例が発生しております。港湾管理者は、港湾施設を安全かつ効率的に利用させることにより、港湾の適正な運営を図っていかねばなりません。

つきましては、港湾施設利用の観点から施設の利用に支障をきたさないためにも、従業員等に新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則第9条に基づき、速やかに報告するようお願いいたします。

那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則（抜粋）

第9条 港湾施設の利用者は、その使用に関し管理者から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

那覇港管理組合管理課  
那覇市通堂町2-1 2階  
TEL 098-862-2328  
FAX 098-862-4247